


米国特許判決紹介


— 2020.10.2 CAFC判決 (GlaxoSmithKline LLC v. Teva Pharmaceuticals) —

特許業務法人HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

Click!

 www.harakenzo.com/jpn/bio/

 06-6351-4384 (代表)

 iplaw-osk@harakenzo.com



1. 判決要旨

一般名称がカルベジロールという薬剤に関する侵害事件の米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決。特許に係る適応症・効能を記載しない、いわゆるスキニー・ラベル(skinny label)に関して侵害が争われた事件。2020年10月2日、CAFCはジェネリック医薬品に対して誘引侵害(induced infringement)を認定する判決をした。

2. 事件の概要 GlaxoSmithKline LLC v. Teva Pharmaceuticals 事件 (Fed. Cir No 2018-1976, 2018-2023, Decided: October 2, 2020)

<背景>

- 医薬品には同じ成分を用いる場合でも適応症・効能(用途)が異なる複数の特許が存在することがある。例えば、高血圧症薬としての特許と、心不全の薬の特許等。
- ジェネリック薬メーカーは、1つの適応(ex. 高血圧症治療)に対する特許が失効した際に、当該失効した適応のみを添付文書に記載し、ジェネリック医薬品を販売することができる。一方、特許が有効である適応(ex. 心不全の薬)については、添付文書に記載することはできない。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。